交通違反車両の追尾事故に関する質問主意書

提出者

河村たかし

交通違反車両の追尾事故に関する質問主意書

連日、 交通違反車両に対する追尾式取締りによる、 被疑者車両の事故が報道されている。 今年八月の末に

は、 地元、 名古屋市東区で、 十六歳の少年がパトカーの追跡を受けて乗用車に衝突し重体となる事故が起

こっている。

本来ならば、交通取締りは交通事故の未然防止を目的として執行されていると理解できる。これが、 事故

発生の原因となっているとすれば、 本来の目的を逸脱する行為であり、すみやかに改善すべきとの観点か

ら、以下について質問する。

1 交通取 締りにかかる被追尾被疑者車両の交通事故件数及び致死件数は何件か。 都道府県別に過去十年分

を明らかにされたい。

2 上記のうち、 当該追尾警察官が処分を受けたものは何件あるか。 処分内容を都道府県別に過去十年分を

明らかにされたい。

3 追尾にかかる事故による、警察官の刑事処分の件数は何件か。 都道府県別に過去十年分を明らかにされ

たい。

_

同様に民事訴訟 (被疑者車両関係者による損害賠償請求) における、 自治体 (警察) の敗訴件数は何件

か。 都 道 府県別に過去十年分を明らかにされたい。

4 追尾対象車両の運転技量が後方から見て、 「危なっかしい」 「被追尾車両の運転に余裕がなく、 事故を

起こしそうな」場合、 事故の未然防止の観点から、追尾を中断すべきだと考える(仮に追尾を中断したと

しても、 車両ナンバー等から被疑者を割り出し、後日、 検挙することが可能である)。 現場の警察官に対

して、適正な教養がなされているのか、ご回答いただきたい。

前項に関連し、 交通違反の被疑者車両に対する、 追尾の方法にかかる教養文書・内部規定・通達等の内

容を示されたい

5

仮に教養文書 内部規定・通達等がないとすれば、 いかなる理由か明らかにされたい。

6 報道等をみると、 事故に対して警察当局は 「追跡は適正な職務行為だった」と広報する場合が多い。

かしながら、追尾・追跡による事故発生はあってはならないものであると考える。

既発の追尾事故に関する分析や、将来の事故未然予防のためにいかなる対策をすべきか、 警察内部で研

究はなされているか。 なされているのであれば、 研究内容を明らかにされたい。

なされていないのなら、いかなる理由か、ご回答いただきたい。

7 諸外国(米、英、 独、仏、韓)においては、 追尾取締りはどのように行われているか、ご回答いただき

たい。また、追尾による事故数はいかほどか、各国ごとにご回答いただきたい。

右質問する。